

# 一般社団法人日本消化器内視鏡技師会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本消化器内視鏡技師会と称する。

### (主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、消化器内視鏡技師の技術の向上を図り、研究発表、知識の交換並びに将来内視鏡技師を志すものの育成に寄与し、会員の資質の向上をめざす目的に資するとともに、国民の福祉と医療の発展に貢献するため、次の事業を行う。

1. 消化器内視鏡技師学会等の運営
2. 教育講座の開設と補修教育の実施
3. 事業の企画運営、調査研究
4. 会報の刊行
5. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### (公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

### (基金制度)

第5条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同する日本消化器内視鏡学会認定の消化器内視鏡技師とする。

### (会費の納入)

第7条 会員は、別に総会で定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

### (退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、予め退会の予告をするものとする。

- 2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。
  - (1) 成年被後見人、又は被保佐人となったとき
  - (2) 死亡又は解散

- (3) 会費を2か年以上滞納したとき
- (4) 5年ごとの更新を棄権したとき
- 3 所定の手続きを経て退会した場合、内視鏡技師の資格を喪失する。再取得は認定試験を受けるものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

### 第3章 役員、評議員及び社員

(役員)

第10条 当法人に理事15名以内、監事4名以内を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、代表理事以外の理事のうち2名を副会長とする。

(評議員及び社員)

第11条 当法人に評議員を置く。

- 2 評議員は、総会において定められた規定により、一般会員の中から選任される。
- 3 一般会員の中から選任された評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員（以下「社員」という。）とする。
- 4 評議員の任期は、1期2年とし、選任された年の定時総会終了の翌日から任期に対応する年次の定時総会終結のときまでとする。ただし、補欠によって選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了すべきときまでとする。
- 5 評議員は、再任を妨げない。

(評議員の職務)

第12条 評議員は、総会を組織し、この定款に定める職務を行う。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、別に定めるところにより立候補した評議員の中から、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、当該代表理事を会長とする。
- 3 前項のほか、理事会の決議によって、理事の中から副会長2名を選定する。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務)

第14条 会長は、当法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、当法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
  - (1) 法人の財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること

- (3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること

#### (役員報酬)

第15条 役員には、報酬を与えることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 任期中に評議員資格を喪失した役員は、その資格を失うものとする。

#### (役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があると認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
- 2 前項の規定により解任する場合は、当該役員に予め通知するとともに、解任の議決を行う前に、本人が希望すれば当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章 会議

#### (構成)

第18条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第19条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会により議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項を決定すること
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事の選定及び解職
- (5) その他会務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第20条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日と

- する理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(理事会の招集)

- 第21条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
  - 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(理事会の議長)

- 第22条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。会長に事故のある場合は、副会長又は予め定めた順序により他の理事の中から選出する。

(理事会の決議、決議の省略)

- 第23条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。
- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 前2項の規定に関わらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁録記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の書面表決)

- 第24条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第25条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名または記名押印する。

(総会の構成)

- 第26条 総会は、評議員をもって構成する。

(総会の種別)

- 第27条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の権能)

- 第28条 総会は、当法人の最高議決機関として、この定款に定めるもののほか、会務について会長の諮問に応じて評議し、法人の運営に関する事項を議決する。
- (1) 予算及び決算に関する事項
  - (2) 定款の制定及び変更に関する事項
  - (3) 役員を選任及び解任に関する事項
  - (4) 総会において、審議することを議決した事項

(総会の開催)

第29条 定時総会は、毎年5月に開催し、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 評議員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第30条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会日より1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発するものとする。
- 3 前項にかかわらず、総会は、評議員全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(総会の議長)

第31条 定時総会の議長は会長とし、会長に事故がある場合は、予め定めた順序により副会長又は他の理事がこれに当たる。ただし、第29条の規定による臨時総会の議長は、総会において出席評議員の中から選出する。

(総会の決議)

第32条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した評議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 評議員は、総会において1人1個の議決権を有する。

(総会の書面表決)

第33条 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

(総会議事録)

第34条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成する。

## 第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第36条 当法人の財産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、一般法人法に規定する事由のほか、総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 附 則

この定款は、平成21年3月1日から施行するものとする。